

◎新潟県告示第635号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年5月13日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 釜谷内浦線
- 2 供用開始の区間
岩船郡粟島浦村字小倉町1129番17から同郡同村字小倉町1129番17まで
- 3 供用開始の期日 令和4年5月13日